

地方独立行政法人会計基準の改訂について

平成 24 年 3 月 30 日
地方独立行政法人会計基準等研究会

1 会計基準改訂の基本的考え方

(1) セグメント情報等の開示

企業会計基準においては、従来、企業の経営の多角化、国際化等の傾向の急速な高まりを背景としてセグメント情報の開示が義務付けられ、その後様々な改正を経て、開示内容の拡大が図られてきたところであるが、実際には、単一セグメントであること、もしくは重要性が低いとの理由で事業の種類別セグメントを作成しておらず、現行制度が十分に機能していないことを踏まえ、米国の「マネジメント・アプローチ」の検討も含め、実効性のある事業区分の決定方法を検討する必要があるとの提言がなされた。検討の結果、財務諸表利用者が経営者の視点で企業を理解できる情報を財務諸表に開示することによって、財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供することができるとして、平成 22 事業年度より、経営上の意思決定を行い、業績を評価するために、経営者が企業を事業の構成単位に分別した方法を基礎とする「マネジメント・アプローチ」が導入されたところである。

一方、地方独立行政法人においては、業績評価のための情報提供等による住民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、セグメント情報の開示が義務付けられているところであり、当該法人の事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とすることが、既に地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（以下「基準及び注解」という。）において規定されているところである。この規定を受け、各地方独立行政法人においては、中期目標等に沿った「事業」単位区分、「所在地」単位区分等、各地方独立行政法人の事業内容等に基づくセグメント情報の開示が行われているところである。

今般、企業会計基準におけるセグメント情報の開示における会計基準の改正を受けて、基準及び注解のセグメント情報の開示に関する規定の見直しの必要性について検討を行った。その結果、現行のセグメント情報の開示基準に基づき、地方独立行政法人の業績評価に資するよう、事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示が行われていることから、現行の基準及び注解における対応で十分であり、基準及び注解の改訂を行う必要性はないとの結論に至った。

(2) 会計上の変更及び誤謬の訂正

企業会計基準においては、国際財務報告基準とのコンバージェンスの一環として、財務諸表の期間比較可能性及び企業間の比較可能性の向上を図り、もって財務諸表の意思決定有用性の向上に資するとの観点から、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（平成 21 年 12 月 4 日企業会計基準委員会）が公表されたところであり、例えば、企業が自発的に会計方針を変更した場合や財務諸表の表示方法を変更した場合には、過年度の財務諸表を新たに採用した方法で遡及修正し、これを表示すること等としている。

今般、当該企業会計基準の基準及び注解への導入の必要性について検討を行っ

た。具体的には、企業会計における導入目的を踏まえ、地方独立行政法人会計への導入の意義や、現行の地方独立行政法人制度において当該基準を導入する場合の影響等について把握・検討を行った結果、地方独立行政法人においては、当該企業会計基準を導入することなく、従前の取扱いを継続するのが適当であるとの結論に至った。

ただし、当該企業会計基準の公表を受け、地方独立行政法人会計における実務上の便宜を考慮して、定義規定の整合性の確保等、必要な手当てを行うこととした。

(3) 固定資産の減損額の会計処理の見直し

固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解（以下「減損基準及び注解」という。）は、企業会計基準における減損会計の導入を背景として、地方独立行政法人の特性を踏まえた基準として設定され、平成21事業年度（公営企業型地方独立行政法人については平成22事業年度）から適用されたところである。減損基準及び注解では、地方独立行政法人が保有する固定資産に係る減損額の会計処理については、当該減損が、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったことにより生じたものであるか否かによって損益計算に含めるか否かを異にしている。

このため、地方独立行政法人が保有する非特定償却資産については、その減価償却相当額を損益計算上の費用として計上することで投下資本の回収を図ることが予定されている一方、減損が、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものである場合には資本剰余金の控除項目として計上することとなり損益計算には含まれないこととなり、投下資本の回収計算上不整合が生じることとなっていた。今般、減損基準及び注解についても検討を行い、上記のような不整合を解消するため、非特定償却資産の減損の会計処理については、中期計画で想定した業務運営を行っていたか否かにかかわらず、全て損益計算上の費用として計上することが妥当であるとの結論に達し、減損基準及び注解の改訂を行うこととした。

(4) その他

公立大学法人における教育研究に係る業務の情報開示について、国立大学法人との比較可能性等を確保する観点から、公立大学法人が作成する附属明細書の記載事項を追加することとした。また、地方独立行政法人の実情を踏まえ、行政サービス実施コスト計算書における表示区分を改めること等について、会計基準及び注解の見直しを行うこととした。

2 適用時期

改訂後の「基準及び注解」及び「減損基準及び注解」の適用にあたっては、平成23事業年度から適用することが適切である。

なお、公立大学法人が作成する附属明細書の記載事項の追加については、平成24事業年度から適用することとするが、作成が可能な公立大学法人については、平成23事業年度から適用することが望ましい。